

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成28年6月9日

### 証拠説明書(A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



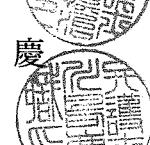
同

濱松慎



同

川島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

### 記

#### 乙A第83号証

証拠の標目	志賀原子力発電所のシーム問題 有識者会合「評価」への専門家からの反論 (エネルギーフォーラム2016年3月号所収) [98ないし103頁、奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月1日
作 成 者	金折裕司、山崎晴雄、平松良浩
立 証 趣 旨	本書証は、国内外のエネルギー政策、技術動向等を掲載するエネルギー総合情報雑誌に掲載された、本件敷地内シームに関する専門家の意見を取りまとめた記事である。  本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・地質学・構造地質学の専門家である金折裕司・山口大学大学院教授（当時）は、「シームの幅は平均的にはミリオーダーにすぎない。これは、通常活動性が問題とされる断層や破碎帯の規模に比べてはるかに小さ」いと指摘し、シームS-2・S-6程度の厚さ（1ミリメートルにも満たないフィルム状ないし

数センチメートル程度) であれば活動性が問題となるような破碎帶には当てはまらないとしていること (準備書面(21)第1章第3の3(10頁) : 本書証99頁)

・金折教授は、「シームの周辺に分布する帯状を呈する細粒の岩石中には、塑性流動（被告注：一定限度をこえる応力を受けた物質に生じる不可逆的変形）が見られ、地下浅いところでの断層の動きを示す脆性破壊は認められない。」として、断層活動の痕跡は認められないとしていること (準備書面(21)第1章第4(11頁) : 本書証98頁)

乙A第84号証

証拠の標目	志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第8回評価会合 (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000144502.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000144502.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月3日
作 成 者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、平成28年3月3日に開催された志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合（以下「本件有識者会合」という。）の第8回評価会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・第8回評価会合において、本件有識者会合出席者の藤本氏及びシミュレーション解析を実施した重松氏は、上記解析に係る記載を評価書に再度記載すべきと主張しており、特に、重松氏は、「どこかで破壊が停止することがあった場合に、S-1を動かすような力が働くというふうな結論は、特に大きく変わるというわけではないし、その点についてピア・レビュー会合で、特にそれが問題だというふうな指摘は出ていなかった」として、本件有識者会合のピア・レビュー会合（以下「本件ピア・レビュー会

	<p>合」という。) の指摘（上記解析モデルに対する厳しい批判）を無視していること（準備書面(21)第2章第2の2(1)（30, 31頁）：本書証41ないし44頁）</p> <p>・第8回評価会合において、本件有識者会合出席者の吉岡氏は、評価書の結論を、後期更新世以降に活動した「と解釈するのが合理的」とすべきと述べ、本件ピア・レビュー会合における結論（本件敷地内シームは、活動性が絶対にない、つまり、ゼロリスクであると断言することはしない、とするもの）を無視していること（準備書面(21)第2章第2の2(2)（31頁）：本書証44頁）</p>
--	--

乙A第85号証

証拠の標目	「北日本新聞」平成28年3月5日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月5日
作 成 者	株式会社北日本新聞社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、本件有識者会合の第8回評価会合に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、同会合における議論について、「最終判断にはまだデータが不足している、と規制委に報告するに等しい。」として、厳しい批判を受けていること（準備書面(21)第2章第2の2(3)（31, 32頁））を明らかにする。</p>

乙A第86号証

証拠の標目	「産経新聞」平成28年3月6日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月6日
作 成 者	株式会社産業経済新聞社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、本件有識者会合の第8回評価会合に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、同会合における議論について、「刑事事件の捜査なら冤罪発生の図式であると言えないか。」として、事業者たる被告の調査結果等が十分取り上げられず、本件ピア・レビュー会合による指摘がほとんど反映されていないとして、厳しい批判を受けていること（準備書面(21)第2章第2の2(3)(31, 32頁))を明らかにする。</p>

乙A第87号証

証拠の標目	今後の課題（案） (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000142189.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000142189.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月3日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、本件有識者会合の第8回評価会合における配布資料である。  本書証によって、同会合において、「より正確・確実な評価をするためには、更なるデータの拡充が必要と考える。」として、本件敷地内シームに係る詳細なデータの拡充の必要性が指摘されていること（準備書面(21)第2章第2の2(3)（32頁））を明らかにする。

乙A第88号証

証拠の標目	「北國新聞」平成28年3月4日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月4日
作 成 者	株式会社北國新聞社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、本件有識者会合の第8回評価会合に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、原子力規制庁の担当者が、「評価書と、審査会合の結論が異なる可能性はある」として、新規制基準適合性審査において本件有識者会合とは異なる結論が出される可能性を示唆していること（準備書面(21)第2章第2の2(3)（32頁））を明らかにする。</p>

乙A第89号証

証拠の標目	志賀原発差し止め判決と能登半島地震 (J-STAGE ウェブサイト <a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/proee2005a/29/0/29_0_1002/_pdf">https://www.jstage.jst.go.jp/article/proee2005a/29/0/29_0_1002/_pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成19年6月29日
作 成 者	伯野元彦
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、地震学の専門家（元・東京大学地震研究所所長）である筆者が、志賀原子力発電所2号機運転差止訴訟第一審判決（金沢地裁平成18年3月24日判決・判例時報1930号25頁、請求認容。同控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号3頁）は原判決取消、請求棄却。平成22年10月28日、上告棄却・上告受理申立不受理により控訴審判決確定）と能登半島地震（平成19年3月25日発生）との関係について論じたものである。</p> <p>本書証によって、本件原子力発電所は、建設時より高度の安全性が確保されており、現に、能登半島地震においても、本件原子力発電所において特段の被害は発生していないこと（準備書面(22)第1章第3の2(15頁))を明らかにする。</p>

乙A第90号証

証拠の標目	原子力国民会議ニュースレター第35号 (一般社団法人原子力国民会議ウェブサイト <a href="http://www.kokumin.org/381">http://www.kokumin.org/381</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年10月20日
作成者	一般社団法人原子力国民会議
立証趣旨	本書証は、一般社団法人原子力国民会議が作成したニュースレターである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームS-1の南東方の延長部において変位・変形がないと評価したにもかかわらず、シームS-1の北西部に活動性が認められるとする本件有識者会合の評価は新規制基準に則していないこと（準備書面(20)第4の3（29ないし31頁））</li> <li>・本件敷地内シームの存在は、本件原子力発電所建設当時より把握されており、本件1号機原子炉建屋建設予定地のトレーナーで実際に本件敷地内シームを観察した上で、安全上問題とならないことが確認されてきたこと（準備書面(22)第1章第4の2（18頁））</li> </ul>

乙A第91号証

証拠の標目	志賀原子力発電所の「シーム問題」を検証する [エネルギーフォーラム2016年2月号所収] (76ないし81頁、奥付)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年2月1日
作 成 者	小島圭二、石川和男
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、国内外のエネルギー政策、技術動向等を掲載するエネルギー総合情報雑誌に掲載された、地質工学・地質学の専門家である小島圭二・東京大学名誉教授と石川和男・元政策研究大学院大学客員教授との本件敷地内シームに関する対談を取りまとめた記事である。</p> <p>本書証によって、本件敷地内シームの存在は、本件原子力発電所建設時より把握されており、本件1号機原子炉建屋建設予定地のトレンチで実際に本件敷地内シームを観察した上で、安全上問題とならないことが確認してきたこと（準備書面(22)第1章第4の2(18頁)：本書証76頁）を明らかにする。</p>

乙A第92号証

証拠の標目	原子力国民会議ニュースレター第39号 (一般社団法人原子力国民会議ウェブサイト <a href="http://www.kokumin.org/647">http://www.kokumin.org/647</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年1月13日
作 成 者	一般社団法人原子力国民会議
立 証 趣 旨	本書証は、一般社団法人原子力国民会議が作成した ニュースレターである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件ピア・レビュー会合は、再評価の場ではないと位置付けられており、本件ピア・レビュー会合において結論が変更されなかったことは本件評価書案の科学的妥当性が認められたことを意味するものではないこと（準備書面(20)第2）</li> <li>・本件ピア・レビュー会合においてレビューアーから重大かつ根本的な疑問や異論が呈され、本件評価書案は科学的に問題のある内容であることが示されたこと（準備書面(20)第3）</li> <li>・本件有識者会合は、議論の内容が新規制基準に則していないなど、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査とは到底同視し得ないものであること（準備書面(22)第1章第4の2（19, 20頁））</li> </ul>

乙A第93号証

証拠の標目	「北國新聞」平成28年3月4日（抜粹）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月4日
作 成 者	株式会社北國新聞社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、本件有識者会合の第8回評価会合に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、本件有識者会合は、法的位置づけが不明確である等、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査とは到底同視し得ないものであること（準備書面(22)第1章第4の2（19, 20頁））を明らかにする。</p>

乙A第94号証

証拠の標目	平成28年度原子力規制委員会 第6回会議議事録 (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000149135.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000149135.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年4月27日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、平成28年4月27日に開催された平成28年度第6回原子力規制委員会の議事録である。 本書証によって、第6回原子力規制委員会において、本件評価書はシームS-2・S-6の地下深部に連続する断層を仮定すれば本件敷地内シームは将来活動する可能性のある断層等と評価できるとの「解釈」を示したものに過ぎず、新規制基準適合性審査においてこそ、本件敷地内シームに係る科学的・総合的判断がなされるとされていること（準備書面(23)第2の1）を明らかにする。

乙A第95号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録 (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000148595.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000148595.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年4月27日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年4月27日に開催された原子力規制委員会委員長定例記者会見の議事録である。</p> <p>本書証によって、田中俊一原子力規制委員会委員長は、本件評価書によって、原子力規制委員会における本件敷地内シームの評価が定まったわけではなく、被告の更なる調査、検討結果を踏まえ、新規制基準適合性審査において判断するとしており、また、同審査においては本件敷地内シームに関する議論を優先させた上で、本件評価書の内容は、本件敷地内シームは将来活動する可能性のある断層等であると断定したものではなく、むしろ、「想像」「予測」を述べたものに過ぎないとの見解を示していること（準備書面(23)第2の2）を明らかにする。</p>

乙A第96号証

証拠の標目	「電気新聞」平成28年5月17日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年5月17日
作 成 者	日本電気協会新聞部
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年5月10日に開催された参議院経済産業委員会に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、滝波宏文参議院議員からの本件評価書に関する質問に対し、田中俊一原子力規制委員会委員長が、「有識者は現在のデータだけでは十分な判断に至らず、6項目のデータ拡充を求めた。」として、本件評価書の判断は不十分なものであるとしていること（準備書面(23)第2の2(4)(16頁))を明らかにする。</p>

乙A第97号証

証拠の標目	「北國新聞」平成28年5月13日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年5月13日
作 成 者	株式会社北國新聞社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年5月12日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、佐々木紀（はじめ）衆議院議員からの、本件有識者会合は「北電の調査を踏まえておらず、評価書を今後の審査のベースにしてはいけない」との指摘に対し、田中俊一原子力規制委員会委員長が、「限られたデータだけで（安全性を）判断するのは拙速過ぎる」として、本件評価書によって本件原子力発電所の安全性を判断することはできないとしていること（準備書面(23)第2の2(4)(16頁))を明らかにする。</p>